

(案)

肱川国有林の地域別の森林計画書

第二次変更計画

(肱川森林計画区)

計画期間 自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月31日

[変更年月 令和2年12月]

四 国 森 林 管 理 局

国有林の地域別の森林計画（肱川森林計画区）の変更について

【変更理由】

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 7 条の 2 に基づき変更する。

Ⅱ 計画事項

第 3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の植栽本数

単位：本

樹 種	植栽本数
ス ギ	<u>1, 200</u> ～3, 000
ヒノキ	<u>1, 200</u> ～3, 000
クヌギ	2, 500～3, 000

- b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1, 200～3, 000本
を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、
当該法令の規制による。